

# 安全就業ニュース

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

## ★今月の事故★



草刈機での飛び石の事故が多発しています。必ず飛散防止ネットを使用して作業してください。

### 1. 事故の概要（就業中）

午前10時頃からムクゲの木等を単独で7尺の脚立を使って剪定していたが、10時45分頃、脚立の下段からコンクリート通路に落下して後頭部を強打した。倒れているところを発注者に発見され、救急搬送されたが後日死亡した。

当該樹木は、建物のそばに植栽されていて建物から約2.5m離れたところにブロック塀があり、狭隘なところに4本足の脚立を建物に向かってハの字に立てての作業であった。

### 2. 事故の原因

目撃者がいない為、正確には判断できないが、脚立の上でバランスを崩して転落したと思われる。作業は一人で行い、安全帽は着用していなかった。また、墜落制止用器具（安全帯）も使用していなかった。

### 3. 事故発生後の再発防止策

#### 【センター】

- ・重篤事故発生に伴う注意喚起文書を全会員に送付した。
- ・就業管理委員会を開催し、事故報告及び再発防止について協議。理事会を開催した。
- ・主に剪定作業を担当している会員（約50名）を招集し、「安全就業説明会」を開催した。
- ・全会員に「安全基準」を送付し、注意喚起を行った。

#### 【連合本部】

- ・県内各シルバー人材センターに事故に伴う注意喚起を行った。
- ・事務局による現場確認を行い、事故発生状況及び原因、就業場所の環境及び安全確認を実施し、今後の対策など助言した。
- ・安全就業対策委員会を開催し、安全点検の日の制定など事故防止策を協議し、全センターに周知した。

### 4. 全シ協から

この内容で掲載するのは何回目でしょうか、残念でなりません。

最も欠かせない安全帽を装着していなかったこと、墜落制止用器具（安全帯）を装着していなかったこと、一人での作業のため、発見が遅れた可能性もあり、安全な状態での作業状態ではなく起きてしまったと考えられます。

なんといっても、①安全帽の装着は、必須です。

また、②脚立・足場板を使用する場合は、墜落制止用器具（安全帯）も必須です。

さらに、③作業は、④一人で行わないでください。

墜落制止用器具（安全帯）の装着が難しい場合や地面同様の環境が確保できない場合は、請け負うことは、お断りください。

事故防止策で、例えば、安全作業チェックシートなどで剪定就業会員に安全帽、墜落制止用器具（安全帯）の有無、三脚脚立の固定状態などにチェックを入れ事務局に提出することなどを行い、会員さんに「自分の安全は自分で守る」という意識を徹底してもらうこと、さらに、職員や安全委員による安全パトロール（抜き打ち含む）を行い、安全帽、墜落制止用器具（安全帯）の装着など、チェック項目を決め会員さんに安全就業の意識を高めてもらうことが重要です。このような事故を起こさないように、センターとして今一度会員さんが安全、安心して就業できる環境について話し合い、再発防止の徹底をお願いいたします。

## 令和4年9月（令和4年度）事故速報

### （1）重篤事故

9月は、5件の重篤事故の報告がありました。

9月までの累計で比較してみると、令和3年度の12件と比して令和4年度は13件と1件増加しています。

また、就業中・就業途上別でみると、就業中では令和3年度の8件と比して2件の増加となっており、就業途上については、令和3年度の4件と比して1件の減少となっています。

9月報告分までの累計

令和4年度累計	就業中・ 就業途上	件数	内 訳				令和3年度同月累計					
			事故の程度		性別		計	事故の程度		性別		
			死亡	入院	男性	女性		死亡	入院	男性	女性	
就業中	10(3)	8(3)	2(0)	8(3)	2(0)	就業中	8	5	3	8	0	
就業途上	3(2)	0(0)	3(2)	3(2)	0(0)	就業途上	4	1	3	2	2	
計	13(5)	8(3)	5(2)	11(5)	2(0)	計	12	6	6	10	2	

( ) は、当月分報告分

### 9月報告分内容

No.	性別等	仕事内容等	事故の状況	安全帽	安全帯	交通手段
9	男 81歳	途上 (入院)	就業先から自転車で帰宅途上、右折の際後ろから来た軽自動車と接触し頭部打撲と肋骨を骨折した。	—	—	自転車
10	男 77歳	途上 (入院)	自転車で就業先に向かう途中、幹線道路の信号のない場所を横断中に左側から来たトラックと接触。頭部を縁石に打ち、事故直後から意識不明が続いている。(脳挫傷・肋骨骨折)	—	—	自転車

11	男 86歳	就業者 (死亡)	除草グループ3名で空き地の除草作業を実施。1時間単位で休憩を取りながら作業していたが30分後に当該会員が前屈みで倒れている状態を他2名の会員が発見した。意識なく熱中症の疑いがあることから通報した。	—	—	—
12	男 71歳	就業者 (死亡)	高さ約3mのムクゲ等を単独で剪定していて、脚立から落下し頭を強く打った。目撃者がいなかった為、原因は、正確には判断できないが、防御姿勢をとる間もなく落下したものと推定される。	×	×	—
13	男 70歳	就業者 (死亡)	空き家のマキの幹枝の伐採をするため、1名が脚立に登りチェーンソーにて伐採中、幹枝が、作業者に接触し脚立から転落した。眼底骨折、肋骨骨折など。	○	×	—

## (2) 1ヶ月～6ヶ月未満の入院及び後遺障害の事故

9月は、就業中の事故13件、就業途上の事故3件と、合計16件であり、昨年度同月の25件と比して9件の減少となっています。また、男女別では、男性は8件の減少となっており、女性は1件の減少となっています。

9月までの累計で比較してみると、昨年度の114件と比して、本年度は110件と14件の減少となっています。就業中・就業途上別にみると、就業中は87件で1件の増加となっており、就業途上は23件で5件の減少となっています。男女別では、男性は6件の減少となっており、女性は2件の増加となっています。

### 令和4年度9月分

	仕事の内容	事故数(件)		男性(件)		女性(件)		平均年齢(歳)		
		9月	累計	9月	累計	9月	累計	9月	累計	
就業者	植木・樹木の剪定等	3(7)	32(35)	3(7)	32(35)	0(0)	0(0)	76	77	
	除草作業	4(4)	11(18)	3(3)	8(15)	1(1)	3(3)	77	77	
	屋内・屋外清掃作業	4(4)	18(16)	0(1)	3(6)	4(3)	15(10)	71	77	
	その他	2(6)	26(17)	2(4)	19(10)	0(2)	7(7)	71	77	
	計	13(21)	87(86)	8(15)	62(66)	5(6)	25(20)	74	77	
就業途上	交通手段	徒歩	1(0)	7(8)	0(0)	2(2)	1(0)	5(6)	84	73
		自転車	2(2)	12(11)	0(0)	6(4)	2(2)	6(7)	76	76
		バイク	0(1)	4(7)	0(0)	2(4)	0(1)	2(3)	—	76
		自動車	0(1)	0(2)	0(1)	0(2)	0(0)	0(0)	—	—
		計	3(4)	23(28)	0(1)	10(12)	3(3)	13(16)	78	75
合計		16(25)	110(114)	8(16)	72(78)	8(9)	38(36)	75	76	

( )は令和3年度同月の発生件数

「シルバー人材センター団体傷害保険に係る事故件数等報告書」については、事故の有無にかかわらず毎月8日までに必ず提出願います(平成30年4月24日付 事務局長通達により通知済)。

※ シルバー団体傷害保険の支払いが確定した事故については、速やかに「シルバー団体傷害保険に係る事故件数等報告書」により報告し、報告漏れがないようお願いします。

### (3) シルバー派遣事業における労働災害報告の事故（休業1ヶ月以上）

7月は仕事の型別では、「その他の運搬・清掃・包装等の職業」2件、「飲食物調理の職業」「清掃の業務」「包装の職業」が1件であり、合計5件でした。前年同月の7件と比べ2件の減少となっています。また、男女別では、男性は1件の減少となっており、女性は1件の減少となっています。

7月までの累計で比較してみると、昨年度の39件と比して、本年度は28件と11件の減少となっています。また、男女別では、男性は6件の減少となっており、女性は5件の減少となっています。なお、7月に死亡事故はありませんでした。

#### 令和4年度（7月分）

仕事の型（中分類）	中分類 コード	事故数（件）		男性（件）		女性（件）		平均年齢（歳）	
		7月	累計	7月	累計	7月	累計	7月	累計
社会福祉の専門的職業	16	0 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (1)	—	69
商品販売の職業	32	0 (0)	1 (3)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (3)	—	71
販売類似の職業	33	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	—	—
家庭生活支援サービスの職業	35	0 (1)	1 (6)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	1 (5)	—	67
飲食物調理の職業	39	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	72	72
施設・ビル等の管理の職業	41	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
その他のサービスの職業	42	0 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (1)	—	74
農業の職業	46	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
林業の職業	47	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	—	69
機械組立の職業	57	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
生産関連・生産類似の職業	64	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	75
自動車運転の職業	66	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	—	—
運搬の職業	75	0 (1)	1 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	—	71
清掃の業務	76	1 (0)	3 (5)	1 (0)	2 (3)	0 (0)	1 (3)	70	72
包装の職業	77	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	75	75
その他の運搬・清掃・包装等の職業	78	2 (3)	15 (13)	1 (2)	10 (10)	1 (1)	5 (3)	76	74
計	—	5 (7)	28 (39)	2 (3)	14 (20)	3 (4)	14 (19)	72	73

( ) は令和3年度同月の発生件数

令和2年4月以降に発生した「派遣労働会員の業務災害(休業日数4日以上又は死亡)」、「派遣労働会員の通勤災害(休業日数4日以上又は死亡)」については、「全シ協会員専用ページ」の「シルバー派遣事業における労働災害報告」により、各月翌月最終稼働日までにご入力ください。また、労働災害(業務・通勤ともに)が発生しなかった場合も「労働災害未発生報告」を選択のうえ、各項目をご入力ください。

(令和2年4月22日付 2全シ協発第12号により通知済)

## ～群馬県における安全就業の取り組み～

### 1. 群馬県シルバー人材センター連合事業グループの概要（令和3年度実績）

□ センター数	31センター				
□ 会員数	8,677人				
□ 粗入会率	1.3%				
□ 受注件数	56,519件	(派遣	539件含む)		
□ 契約金額	4,189,506千円	(派遣	684,910千円含む)		
□ 総合就業率	82.0%	(請負・委任	72.7%	派遣	74.7%)
□ 就業延人員	879,517人	(派遣	144,640人日含む)		

### 2. 過去5年間の事故発生状況

	年度	H29	H30	R元	R2	R3
	重篤事故発生数	0	0	0	0	1
	重篤内容	—	—	—	—	転落
	就業中発生数	78	72	79	80	76
	就業途上発生数	11	13	11	11	11
	傷害事故発生件数	89	85	90	91	87
損害	損害事故発生数	76	68	73	74	81
	石飛事故内数	39	29	36	37	46

従来の安全活動や安全適正就業から見ると、やはりコロナ禍の影響で環境や就業形態が大きく変化し、それに応じた予期せぬ現象が起きる因果律の現われを予測した活動が重要であると痛感させられました。

このような状況の中、平成29年度以降では大きな事故もなく推移していましたが、令和3年度に転落死亡事故を発生させてしまう結果となりました。

安全・適正就業委員による事故現場検証を行い、原因追及を行い剪定作業の高さを統一し、安全・適正就業作業ガイドラインを改定し剪定作業事故防止を重要課題に据え令和4年度も継続し再発防止、対策強化に取り組んでいるところです。

損害事故については微増ですが増加傾向であり、多くは刈り払い機による飛散物でのガラス破損など大きな事故になることがあります。全体の約5割近くを占めている草刈作業中の石飛事故が改善されない状況が続いて、ハサミ刈り刃先の導入なども行っていますが、定着できず低減に苦慮しています。

働くことに生きがいを持って就業する会員が大けがをしたり、財物を壊したりすることは当連合会としてとても残念でなりません。

### 3. 群馬県連合会の取り組み

当連合会では「連合会安全・適正就業委員会」を設置し、具体的な年間事業計画を協議作成し安全・適正就業事業を推進しています。

以下当連合会の主な取り組みを記します。

#### (1) 安全・適正就業委員会の開催（年3回+臨時）

定期開催は年3回で年間計画の審議や実施状況の確認等行っていますが、令和3年度は期中に高所作業による死亡重篤事故が発生したため臨時で委員会を召集、再発防止の強化対策検討を行いました。

令和4年度は高齢ドライバーによる重大交通事故について議題に取り上げ、群馬県シルバー人材センター連合会としての方向性を検討しているところです。

#### (2) 安全・適正就業巡回訪問

当連合会では事故防止の一環として、6月後半から10月の繁忙期に県内31センター（本所2ヶ所、支所・連絡所1ヶ所）すべてを訪問し、現場に密着した巡回指導を実施しています。

巡回に際しては、各センターの事務局長と安全委員長及び安全推進担当職員に可能なかぎり対応してもらい、就業現場の同行確認を行っています。また、なるべく現場の会員に集合してもらい、身近な事故例を交えた事故防止のポイントを説明し注意喚起を促しています。巡回時に会員からの質問や問題提起に対し回答できることはその場で回答し、協議が必要な案件については安全・適正就業委員会で協議を行い、PDCAサイクルを回し事故防止につなげています。

傷害・損害事故をゼロにする策はなかなか難しいですが、限りなくゼロに近付けることは可能だと思います。巡回訪問で会員との会話の中で常に安全就業について話しをし、事故防止を図るために何をすべきか確認をしています。

対策にはハード対策（作業環境・装備品・道具・機材等）とソフト対策（教育・講習・リーフレット等）、更には危険の見える化（表示・看板・パイロン等）が考えられますが、これらの相乗効果として事故防止が可能となります。

このため巡回訪問は今後も継続して行き、言って聞かせ、やって見せ、本人がわかるまであきらめないで何度でも行い事故防止に努めていきます。

就業は身体が資本です。会員自身健康管理をしっかり行い、安全に就業できる体力を維持するよう啓発してまいります。



### (3) 安全大会開催（1回／年）

県内で発生した傷害・損害事故を中心に報告を行っています。

また、安全表彰や著名人の記念講演を行い県内全センター会員に参加をいただいています。



### (4) 安全・適正就業作業ガイドラインの実施再徹底

安全就業に関する作業ガイドラインは重篤事故低減の為、平成23年度より群馬県独自に設定し推進してきました。平成27年以降、重篤事故の発生は0件を推移し、高所作業による重篤事故もしばらく途絶えていましたが、令和3年11月に剪定作業での転落事故が突発しました。原因を詳しく調べると、無理な作業や保護具の未着用が判明し、事態を重く受け止め安全委員会で緊急協議し、全センター事務局長会議を開催し事故防止対策について徹底を図りました。特に安全・適正就業作業ガイドラインについて改訂を行い、高所作業についての高さ規定や受注の禁止など厳しく管理するようにしました。これに基づき取組みの曖昧なセンターに対しては、巡回訪問時に取組み状況を確認した上で会員の就業状況、作業状況などの確認を行い継続して取組めるよう安全・適正就業の実施徹底を推進しています。

### (5) 安全ダルマの設置

1ヶ月以上の入院を伴う傷害事故が発生したセンターは、6ヶ月間安全ダルマを設置し事故の再発防止と全会員・事務職員の安全意識向上につながるよう、始業開始、就業前に安全ダルマに無事故を誓い就業開始しています。

また、ダルマ設置のセンターについては、事故報告を安全・適正就業委員会にて報告し



情報共有を図り、同種の事故について全センターに注意喚起を図っています。



### (6) 刈払機石飛事故に対する積極的防止対策

これまで飛散防止策としてネットの活用等行ってきましたが、依然として損害事故の約4割を占めています。この対策として石飛の無いハサミ刈り式カルマー刈払機の積極的導入と使い分け活用を推進しています。メーカーの(株)アイデック社に協力を仰ぎメンテナンス講習会を行うとともに、アタッチメントを県内全シルバー人材センターに配布し、実際に使用して頂きその特徴やメリットを理解してもらっています。既に本格的に導入して使い分けしているセンターや試験導入を始めたセンターも徐々に増

えてきており、今後の活用の定着と石飛び損害事故低減成果を期待しているところです。特に市街地や公園、駐車場、道路脇・重要文化財など事故発生ポテンシャルの高い場所の草刈り作業で重点的に使用する様にしています。

また、(株)アイデック社に協力をいただき安全大会で石飛び事故について講演もいただいています。



メンテナンス講習



実技講習

#### (7) 安全就業優良センター表彰

連合内表彰制度を改訂し、表彰基準を過去3年間の強度率（30.0以下）、度数率（0.1以下）、更に事故発生率が規程以下のセンターに対し、創意工夫を図り積極的に事故防止に努力しているものとして、安全大会の会場にて、安全・適正就業委員長より表彰を行い賞状・楯を授与しています。

#### (8) 安全啓発グッズの作成・配布

毎年、安全就業に関わる冊子やのぼり旗等の安全グッズやポスター等を作成・配布し、会員の安全意識の高揚・啓発を図っています。



図は令和3年に発生した高所作業の重篤事故対策の一環として作成しました。過激ですが「**落ちてたら死ぬぞ！ 必ず保護具**」のポスターです。剪定作業における事故防止を図るために各センターの事務所に掲示をしたり、各会員へ縮小版ポスターを配り再発しないように肝に銘じ各人の安全意識と注意啓発を促すようにしています。

また、群馬県のご当地キャラクターぐんまちゃんの絵入り安全就業缶バッジを全会員に配布し、安全・適正就業への理解を深め、意識を高めています。



以上、当連合会が取り組んでいる安全・適正就業推進事業について紹介しましたが、これらを推進することで、なによりも事故を回避する、危険な行為はしない、させない、見逃さないことが重要です。

就業が無事に終わり、笑顔で「お疲れ様でした」と毎日言えることを目指して、今後も継続して事故を未然に防げるよう安全対策の充実を図ってまいります。

☆☆☆群馬県シルバー人材センター連合会様からの報告でした。

詳細にわたるご報告、誠にありがとうございました。感謝申し上げます。☆☆☆



◆令和3年度損害賠償責任保険事故に係る調査の集計結果（続報）◆

先月号（9月号）に引き続きまして、先般、「令和3年度損害賠償責任保険事故に係る調査について」（令和4年6月30日付 4全シ協発第71号）により、令和3年度に保険給付があった損害賠償金額が1件あたり20万円以上の事故調査依頼をお願いし、集計結果について続報を報告いたします。

1 損害賠償金額（支払総額） 上位5件の事故内容

No.	性別	年齢	事故の状況	事故の発生原因	損害対象	①保険金額	②センター及び会員負担金	合計金額 ①+②
1	男性	71	刈払い機を使用し、除草作業をしていたところ、小石を飛散させ、その石がピオーネの房を傷つけた。	作業場所の周囲の状況の確認不足及び防止ネットの未使用による。	ぶどうの房 約3反	5,306,438	10,000	5,316,438
2	男性	80	公園内で刈払い機を使用し、草刈り作業をしていたところ、児童に接触し、左手親指を切る。	児童が遊んでいる公園内で刈払い機を使用し、草刈り作業を行ったため。	左手親指	4,872,928	20,000	4,892,928
3	男性	76	男子学生が陸上競技場のトラック（100m走）の練習走行中、スタート直後で前かがみであったため前方が見えない状態だった。会員はその学生に気付かずトラックを歩いて横切ろうとしたため、男子学生と衝突した。	競技場のトラックを横切る際の、周囲の確認不足	相手の後遺症障害に対する慰謝料と和解交渉のための弁護士費用	4,423,715	0	4,423,715
4	男性	84	草刈機にて除草中、小石を飛ばして自動車に傷を付けた。	作業場所の状況の確認不足によるもの。	自動車	3,391,933	0	3,391,933
5	男性	81	粗大ごみ出しの作業中2階から1階にタンス5点、ベッド3点を運ぶ際床に引きずってしまったため2階の床、階段の段差2か所、壁、1階の玄関を傷つけてしまった。	作業場所の周囲の状況の確認不足。	2階床、階段の段差2か所、壁、1階の玄関	2,913,350	0	2,913,350

## 2 損害賠償金額（センター及び会員の負担額） 上位4件の事故内容

No.	性別	年齢	事故の状況	事故の発生原因	損害対象	保険金額	センター負担金	センター負担内容	会員負担金	会員負担内容	総合計
1	男性	86	刈払機を使用し除草作業をしていたところ、小石を飛散させ、その石が駐車場にあった自動車(3台)のガラス等に当たり破損させた。	作業場所の周囲の状況の確認不足、及び飛散防止ネットの不使用による。	自動車のドア、フロントガラス、サイドガラス、バンパー	472,223	0		283,499	1万以上の事故に関しては免責額1万円を徴収。今回の事故については、一部保険の適用が不可だったため、該当作業会員が自己負担	755,722
2	男性	66	洗車中にホースで中古自動車39台に擦り傷の損傷をさせた。	作業場所の周囲の状況や道具の確認・注意不足による。	車体	328,600	194,000	免責額(免責5,000円×39台)	1,000	ペナルティの制度を設けており、1回目の場合には一律1,000円としている。	523,600
3	男性	84	刈払機で低木の刈込中、玄関ポール10本の内、7本を傷つけた。	後方にばかり気を取られ、前方への注意を怠ったことによる。また、刈払機を使用して低木を刈込したもので本来の作業方法ではなかった。	家庭の玄関ポール	349,794	0		164,206	負担額一律10,000円と修理額と保険会社が承認した保険金額との差額	514,000
4	男性	78	草刈作業中、フェンスの網目を刃で切断(約50箇所)破損させたが、保険会社の検証により、破損部の近い箇所をまとめて1箇所(件)とカウントされ、13箇所(件)の損害と認定された。	フェンスが草に覆われ、見えない状況の中で、フェンスの立ち位置の確認が不十分であったことと、「刃がフェンスに接触しないだろう」という過信と油断によるもの。	敷地を囲む網目状のフェンスの切断	797,300	130,000	センターで受注を受けてから約5年間の積み重なった破損部が確認されたため、加害者が特定不可能と判断し、免責分は全額センター負担とした。	0		927,300

## 3 年齢別状況

表のとおり、令和3年度損害賠償保険事故（1件あたり20万以上の事故）611件のうち会員負担金額は会員負担がない事故0円が257件（42.1%）と最も多くなっている。会員負担金額がある事故は354件（57.9%）で、その内訳は「1万円」が178件（29.1%）と多く、「1千円」が56件（9.2%）以下は表のとおりです。

会員の負担金額	件数	割合
0円	257(236)	42.1
1,000円	56(53)	9.2
5,000円	39(34)	6.4
10,000円	178(138)	29.1
20,000円	9(7)	1.5
30,000円	18(13)	2.9
40,000円	0(1)	0
50,000円	0(7)	0
その他	54(25)	8.8
合計	611(514)	100

#### 4 都道府県別損害賠償責任保険発生件数（令和2年度～3年度）

令和2年度の3,410件と比して令和3年度は、3,638件と228件増加しています。うち1件あたり20万円以上の事故は、令和2年度の514件と比して令和3年度は、611件と97件増加しています。

都道府県別でみると32連合が増加し、うち1件あたり20万円以上の事故は、27連合が増加しています。

No.	都道府県	センター数	R3年度		R2年度		No.	都道府県	センター数	R3年度		R2年度	
			件数	うち、20万円以上	件数	うち、20万円以上				件数	うち、20万円以上		
1	北海道	43	62	20	76	17	25	滋賀県	19	48	10	67	17
2	青森県	23	35	6	40	5	26	京都府	23	76	19	75	12
3	岩手県	31	32	3	17	2	27	大阪府	43	112	24	138	26
4	宮城県	35	97	21	74	13	28	兵庫県	38	165	36	148	34
5	秋田県	22	33	1	25	7	29	奈良県	30	81	19	63	16
6	山形県	25	27	1	32	3	30	和歌山県	25	48	11	27	5
7	福島県	43	85	8	69	10	31	鳥取県	15	19	3	14	4
8	茨城県	42	118	14	115	15	32	島根県	13	31	5	32	1
9	栃木県	25	68	12	88	9	33	岡山県	21	66	13	39	7
10	群馬県	31	71	10	57	7	34	広島県	22	78	15	96	13
11	埼玉県	59	238	41	204	27	35	山口県	14	37	7	41	7
12	千葉県	48	131	23	130	17	36	徳島県	24	18	5	19	4
13	東京都	60	182	13	178	17	37	香川県	15	55	7	53	9
14	神奈川県	39	108	21	111	10	38	愛媛県	18	41	4	42	7
15	新潟県	22	93	5	84	4	39	高知県	20	41	6	37	4
16	富山県	15	52	5	49	7	40	福岡県	44	125	24	127	32
17	石川県	18	59	4	51	6	41	佐賀県	19	27	3	32	1
18	福井県	15	31	8	22	7	42	長崎県	17	42	3	28	3
19	山梨県	9	45	7	33	5	43	熊本県	42	106	19	87	7
20	長野県	21	79	9	78	12	44	大分県	14	41	7	56	9
21	岐阜県	41	114	22	99	17	45	宮崎県	21	42	5	43	7
22	静岡県	37	154	20	153	26	46	鹿児島県	37	96	23	73	6
23	愛知県	57	183	37	157	24	47	沖縄県	17	35	5	34	5
24	三重県	27	111	27	97	11		合計	1,339	3,638	611	3,410	514

# 歯周病や虫歯を予防しよう！

歯周病と虫歯は口腔の2大疾患で大切な歯を失う原因にもなるため、対策の必要性や社会的な関心が高まっています。



## 歯周病とは？～歯周病は「お口の生活習慣病」です～

歯垢(プラーク)の中の歯周病菌が歯肉に炎症を起こしたり、歯を支える顎の骨などを溶かしてしまう病気です。

### ※プラーク

- 成分のほとんどが細菌で、食べカスではありません。
- プラークは、食べ物や飲み物に含まれている糖분을栄養にして生産され増えていきます。
- ネバネバした物質で、口をゆすいでも取れません。

### ※歯石

- プラークが石灰化した状態が歯石です。
- 歯石も歯周病の原因となります。
- 歯石は歯ブラシではとれません。歯科医療機関でとってもらいましょう

### ☑ 生活習慣のチェック

- 甘い食べ物、飲み物を取る回数が多い
- やわらかい食べ物が好き
- 歯ぎしりや歯を食いしばる癖がある
- 口で呼吸する癖がある
- ストレスが多い
- たばこを吸う
- 糖尿病などの全身疾患がある
- 歯科検診を受けていない
- 丁寧に歯を磨いていない

### ☑ 口の中のチェック

- 歯を磨くと血が出る
- 歯肉が赤く腫れている
- 口の中がネバネバしている
- プラークがついている
- 歯石がついている
- 口臭が気になる
- 歯肉が下がってきた(歯が伸びたように見える)
- 歯がグラグラ動く

歯周病は自覚症状がなく放っておくと、歯がグラグラし抜け落ちてしまいます。不十分な歯磨きや不規則な食生活は歯垢の増える原因となります。体調不良による抵抗力(免疫機能)の低下や喫煙、ストレスでも悪化することがあります。生活習慣を改善するとともに、歯磨きと定期的な検診で予防しましょう。



(「働く人の健康しるべ」抜粋 中央労働災害防止協会)

# 働くよろこび — 会員のマナー —

表紙



一部内容



シルバー人材センターが地域社会に不可欠なインフラとして活動を推進していくには、会員一人ひとりが、適切快活なマナーの下に活動することが何より大切なことといえます。

本書は、シルバー人材センターで働く基本マナーから就業上におけるマナーまでを取りまとめたものです。

全国各地で活躍するシルバー人材センターの会員の参考書となれば幸いです。

まえがき（抜粋）

A5 判 96 ページ  
 2005 (平成 17) 年 3 月 初版 1 刷発行  
 2018 (平成 30) 年 4 月 初版 9 刷発行  
 価格 534 円 (税込)、送料実費



# シルバー世代の健康管理

表紙



一部内容



わが国は世界でも屈指の長寿国となり、元気なシルバー世代が増えています。その健康を維持するために、食事、運動、喫煙、飲酒など生活習慣をみずから管理することが重要な課題となっています。本書をシルバー世代の健康づくりのヒントにして、元気な毎日を過ごしていただければ幸いです。

巻末より

A5 判 40 ページ 2009 (平成 21) 年 2 月発行 以降、増刷対応  
(10 部以上からの販売)  
 価格 293 円 (税込)、送料実費



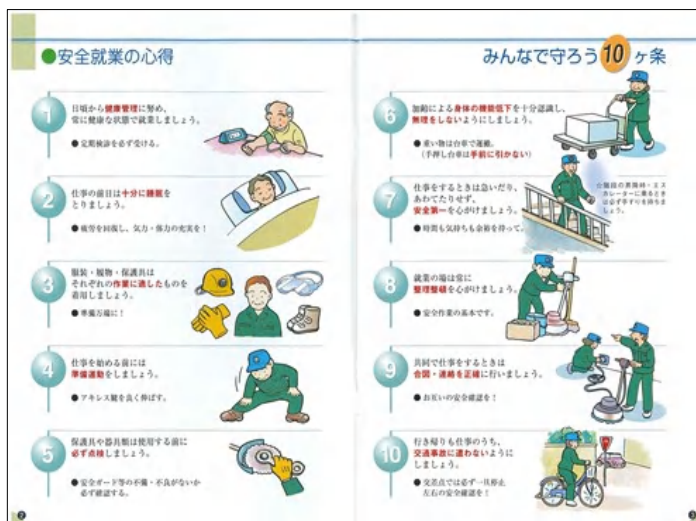
# 安全就業のためのチェックポイント



A4 判 32 ページ 2017(平成 29)年 3 月発行 以降、増刷対応

(10 部以上からの販売)

価格 184 円(税込)、送料実費



会員が安全に就業するための要点を、全カラー版でまとめたイラスト小冊子



## 編集後記

10 月に入っても夏があったと思うと、秋を通り越し一気に冬が来たように気温の差が激しい日々、一日の間でも最高気温と最低気温に大きな差がある毎日でしたが、今年も「寒暖差疲労」、「寒暖差アレルギー」の季節です。「寒暖差疲労」の症状としては、肩こり、めまい、冷えの悪化、食欲不振など、「寒暖差アレルギー」の症状としては、くしゃみ、鼻水、鼻づまりなどアレルギー鼻炎に似ているけど目のかゆみ、充血等はなく、熱はないのにだるいなど。高齢者や女性は筋肉量が少ないことなどからどちらも陥りやすく、注意が必要だそうです。対策としてもっとも有効なのは体を温めること。シャワーだけで済ませずに、しっかり湯船につかり、首、手首、足首などを温めてスムーズな血流を促すこと。また軽い運動、規則正しい生活、バランスの取れた食生活なども有効だそうです。寒暖差のある時期ですが、どちらにも陥らないようにして、紅葉の美しい季節を元気にお過ごしください。(松山)

私には行きつけの中華屋があり、かれこれ 15 年くらい通い続けています。住宅街にポツンと一軒あり、飲食店としては立地条件が良いとはいえないのですが、マスターは有名な中華料理店で修行された方で、都会の高級店同様の味が安価で堪能でき、何を食べても美味しいのです。そのお店の味などを知り尽くしている私は、とうとう微妙な変化に気付けるレベルにまで達しており(笑)、「あっ、今日は夫婦喧嘩をしているな」「嬉しいことがあったのかな」「体調が優れないのかな」などと、料理を通じて人間らしさが垣間見える瞬間を愉しんでいます。人が作る物は機械と違い変化があります。先日、どうしても麻婆豆腐が食べたくてお店に行ったところ、1 週間臨時休業の貼り紙があり、後でわかったのですが、マスターの奥様の体調が悪く検査入院していたそうなのです。家族経営のお店ですから、1 人欠けると休まざるをえないという厳しい現実があります。お店の大ピンチであるというのに、その 1 週間は私以外にも多くの方が、麻婆豆腐を食べたくても食べられないもどかしさを感じていたことでしょう。いつも満席のこのお店は、この街にはなくてはならない存在となっているのです。さて、全国のシルバー人材センターもそれぞれの地域に於いてなくてはならない存在です。街には会員さん職員さん達を頼りにしている方が沢山いらっしゃいます。お一人おひとりがその事を自覚され、自分の身体と相談しながら無理せず、健康に留意し、いつも笑顔が絶えないシルバー人材センターでありますように願っております。(高木)